

三郷町部活動地域展開 Q&A

令和8(2026)年 1 月 28 日更新

質問内容	回答
部活動地域展開とは？	これまで中学校の教員が担ってきた部活動の指導を、地域クラブや団体などに展開することです。 詳しくは、下記 URL をご確認ください。(奈良県の HP) https://www.pref.nara.jp/50930.htm
「三郷中学校にかかる部活動の方針」とは？	下記 URL をご確認ください。(三郷中学校の HP) https://sites.google.com/e-net.nara.jp/sango-jhs/学校紹介/部活動の方針
「(学校の)部活動」と「地域クラブ」、「クラブチーム」って何が違うの？	・「学校の部活動」は、学校の教員が指導する従来の部活動です。(町が直接雇用する部活動指導員を含みます。) ・「地域クラブ」は、三郷中学校に係る部活動の方針に準じ、運営する団体です。三郷町では、R8年度からの休日における部活動はこの地域クラブに属し、三郷町より委託を受けた民間企業が運営団体となり、各部活動に指導員が派遣されます。 ・「クラブチーム」は、クラブチーム独自のガイドライン等により運営する団体です。地域クラブと比べ、練習時間等を独自で定めることができます。
部活動指導員とは？	「部活動指導員」とは、町が直接雇用する指導員です。 また、地域クラブの指導員は、地域クラブを運営する団体から派遣される指導員を指します。

質問内容	回答
委託による地域展開ってどういうこと？	R8年度より三郷町で実施する「委託による地域展開」は、地域クラブに属し、三郷町が委託する民間企業から派遣された指導員によるものとなります。
地域展開はいつから？	奈良県は令和8年度から休日における地域展開を実施します。 平日については、奈良県は当面は今まで通り学校部活動としていますが、令和8年度以降に休日の移行状況を検証したうえで、平日の移行ができるかどうかの判断をしていく予定です。
休日って具体的にいつ？	土曜日、日曜日、祝日です。 夏休み、冬休み、春休み期間の平日は学校の教職員等による学校部活動となり、土、日、祝は地域クラブやクラブチームでの活動となります。
今後、試合や練習試合ってどうなるの？ 参加や引率は？	令和8年度からは、大会等は原則、地域クラブ等からの参加となります。会場までの引率も地域クラブ等の指導員が行います。三郷中学校以外で開催される会場までの移動方法は今までの部活動と変わりません。
試合や練習試合の参加について試合人数が満たない場合 どうなるの？	現状では、試合人数に満たない場合は、試合には参加できません。 今までは、中学校の部活として、他の中学校と合同チームをつくり出場していましたが、地域クラブでの合同チームはありません。

質問内容	回答
委託業者から派遣される指導者はどういった方ですか？	基本的に、対象とするスポーツの経験があり、研修等を受け、指導できる方です。
受益者負担って何？	地域クラブに参加する生徒が支払う参加費のことです。 今まで、中学校の先生が学校教育のひとつとして部活動の指導も行ってきましたが、R8年度からは、委託による地域展開となるため、指導者への謝金や地域クラブ運営の費用負担が発生します。これにより、受益者負担が発生する可能性があります。 独自のクラブチームについては、各団体により金額が異なります。
地域クラブになった場合の活動場所は？	今までと変わりません。
地域クラブでのユニフォームはどうなるの？	今までと変わりません。
地域クラブに参加できる人はだれ？	現時点では、三郷中学校に在籍する生徒全員です。
地域クラブに参加しないと不利になることはあるの？	部活動及び地域クラブへの参加 or 不参加について、不利になるようなことはありません。
先生たちの兼職兼業ってなに？	基本的に公立学校に勤務する常勤の教職員は、地方公務員に該当し副業は認められませんが、学校管理職（主に学校長）が了承し、教育委員会にて兼職兼業の許可を得ることができれば、三郷町が委託をする民間企業での地域クラブの指導者として、休日における地域展開の指導をすることができます。

質問内容	回答
地域クラブで発生した事故やトラブル等があった場合はどうなるの？	三郷町では、地域クラブで発生した事案は、三郷町より委託を受けた民間企業が対応します。 保険については、受託者が地域クラブに参加する生徒ひとりひとりに対し加入します。 ※地域クラブは、スポーツ振興センターの災害共済給付の対象外となります。